



平成 21 年 9 月 18 日

各 位

会 社 名 遠 州 ト ラ ッ ク 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 澤 田 邦 彦
(J A S D A Q ・ コ ー ド 9 0 5 7)

問 合 せ 先

取 締 役 専 務 執 行 役 員 管 理 本 部 長

井 上 正 明

電 話 0 5 3 8 - 4 2 - 1 1 1 1

当社元従業員による不正行為に関する調査結果について

当社は、平成 21 年 6 月 22 日付け「当社元従業員による不正行為に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、当社元従業員による当社資産の流用を疑わせる不正行為（以下、本件不正行為という）が判明したことを受け、実態の把握、原因の究明等のため、社内調査対策委員会及び社外調査委員会を設置し、鋭意その調査を進めてまいりました。

本日、両委員会より当社取締役会に調査結果が報告されましたので、両報告書を別添のとおり公表いたします。

当社は、両委員会の調査結果の内容、提言等を真摯に受け止め、今後の再発防止策、経営責任等について以下のとおり決議いたしました。今後、全社を挙げて、適切な内部統制システムの整備・運用、コーポレート・ガバナンス体制の確立に取り組み、信頼の回復に向け最大限の努力を払ってまいります。

株主・投資家の皆様をはじめ、関係各位には多大なご迷惑とご心配をおかけしましたことを改めて深くお詫び申し上げます。

記

1. 本件不正行為の事実関係について

本件不正行為の事実関係等については、社内調査対策委員会による調査報告書（以下、社内報告書という）の「2. 本件不正行為の事実関係等について」並びに社外調査委員会による調査報告書（以下、社外報告書という）の「第二 事実関係について」に記載のとおりであります。

2. 再発防止策について

今後の不正行為再発防止策については、社内報告書の「5. 内部統制システムの整備・運用の改善及び不正行為再発防止策について」並びに社外報告書の「第五 再発防止策の提言」

によるそれぞれの指摘、提言を踏まえ、当社として下記の事項をはじめとする諸施策に取り組んでまいります。

- (1) 内部統制機能向上のための組織強化策として、本年8月5日に設置済みの内部統制委員会の機能を有効に発揮させるべく、取締役会、監査役等との連携を密にしております。また、同時期に内部監査室の増員（1名）を行っております。社外報告書の中で提言のありました第三者機関による監査組織につきましては、貴重なご意見としてよく検討してまいります。
- (2) 内部監査の実施にあたっては、リスクの重要性と発生頻度に応じたリスクアプローチの手法を強化しております。さらに、「不正リスク」に関する役員、社員へのヒアリング等を通じ、統制環境（全社統制におけるリスクマネジメント）の改善を図っております。
- (3) 社員のコンプライアンス意識向上のため、コンプライアンスに関する人事・研修制度の充実を図っております。また、本年9月1日付けで内部通報制度（ヘルプライン）の社外受付窓口（弁護士2名に委嘱）を設置しており、従来の社内受付窓口と併せて、万一のコンプライアンスに抵触する事項の発生に対し、社員が当該事実を看過・放置することがないように、本制度の徹底を図ってまいります。
- (4) 本件不正行為の一因ともなった内部統制上の業務プロセスの不備、特に支払業務における相互牽制機能が十分発揮されていなかった点を反省し、自部門での精査、承認行為に加え、経理部、業務管理部が二次的に集中チェックするシステムといたしました。

3. 経営責任等について

本件不正行為を看過した経営責任は重大であり、その責任を明確にするため、次の処分を行います。

(1) 役員報酬の減額

代表取締役	役員報酬月額	の30%減額	3ヶ月
取締役（常勤）	〃	20%減額	〃

当社は、平成21年3月期の業績低迷の経営責任を明確にするため、平成21年4月より当分の間、取締役、執行役員の役員報酬等の減額（監査役については監査役報酬の一部自主返上）を実施しておりますが、上記処分はこれに上乘せし、平成21年9月より実施するものです。

(2) 関係者の処分

上記時期に合わせ、元従業員を監督すべき立場にいた元取締役を譴責処分といたします。元取締役については、本人より、本年6月23日開催の当社定時株主総会において取締役候補者となることを辞退する申し出があり、当社は同日、常務執行役員営業本部長の職を解いております。（平成21年6月23日付け「役員人事に関するお知らせ」ご参照）

4. 不正行為関与者に対する法的対応について

当社は、当社元従業員及び当該元従業員と共謀して架空・水増し請求を繰り返し当社より不正に資金を流出させたと疑われる特定のシステム外注会社の代表取締役社長並びにその周

辺関与者に対し、刑事、民事両面からの告訴を含めた対応を図ってまいる所存です。

5. 過年度連結財務諸表への影響について

社外及び社内調査報告の結果を受け、過大とされる外注費の戻入をはじめ、一連の追加処理による過年度の各連結財務諸表への影響を検証した結果、対象となる各年度において、営業収益（売上高）への影響はなく、各利益段階における影響額も最大のもので、営業利益71百万円、経常利益△4百万円、当期純利益△10百万円が見込まれるに止まり、過年度財務諸表に与える影響は限定的かつ軽微であると判断し、過年度財務諸表の訂正は行いません。

直近5期の連結損益計算書各利益段階における影響額（単位 百万円）

	区 分	公表済数値 (A)	影響を加味し た数値 (B)	(B) - (A)
平成17年3月期	営業利益	1,222	1,252	30
	経常利益	1,229	1,227	△ 2
	当期純利益	699	693	△ 5
平成18年3月期	営業利益	1,098	1,170	71
	経常利益	1,214	1,209	△ 4
	当期純利益	682	672	△ 10
平成19年3月期	営業利益	1,161	1,224	63
	経常利益	1,132	1,129	△ 3
	当期純利益	280	277	△ 2
平成20年3月期	営業利益	1,187	1,257	69
	経常利益	1,127	1,124	△ 3
	当期純利益	522	519	△ 2
平成21年3月期	営業利益	913	944	31
	経常利益	852	851	△ 1
	当期純利益	△615	△616	△ 1

(注) 影響額の検証方法

各期ごとに、営業損益は不正支出に係る外注費（営業原価）の戻入を、一方、経常損益は回収すべき不正支出金に対する貸倒損失（営業外費用）を見込み、さらに、法人税等及び税効果会計を適用した法人税等調整額を計算し、当期純損益への影響を検証した。

6. 当連結会計年度業績予想への影響について

当連結会計年度業績への影響については、国税当局から本件不正行為に係る税務調査の更正通知を受領し次第判明することから、その影響額を検証し、判明し次第、速やかに公表いたします。

以 上

平成 21 年 9 月 18 日

遠州トラック株式会社
取締役会 御中

遠州トラック株式会社
社内調査対策委員会
委員長 澤田邦彦

社内調査報告書

当委員会は、平成 21 年 6 月 22 日付け「当社元従業員による不正行為に関するお知らせ」にて公表のとおり、当社元従業員（以下、元従業員という）による当社資産の流用を疑わせる不正行為（以下、本件不正行為という）が判明したため、当社からの委嘱を受け同日付けで発足し、事実関係の調査、原因の究明、再発防止策の策定等を目的として調査を進めてまいりました。

当委員会は、社外有識者（弁護士 3 名）で構成される社外調査委員会とともに、上記の目的に沿って可能な限りの調査を行い、ここに調査報告をとりまとめましたので提出いたします。

1. 調査体制

(1) 社内調査対策委員会

① 委員会の構成

委員長	澤田 邦彦（代表取締役社長）
副委員長	井上 正明（取締役専務執行役員管理本部長）
委員	山本 雅俊（社外取締役）
〃	馬杉 秀（社外監査役）
〃	秋山 和幸（ 〃 ）
〃	藤咲 雄司（ 〃 ）
〃	豊田 慶造（取締役常務執行役員管理本部副本部長）
〃	木下 昭二（常勤監査役）
〃	鈴木 初夫（執行役員総務部長）
〃	宮地 好文（内部監査室長）

② 調査期間

平成 21 年 6 月 22 日～平成 21 年 9 月 17 日

③ 主な調査方法・範囲

- i 関係者に対するヒアリング（本件不正行為に関与したと判断し得る社外の者を含む）
- ii 平成 12 年 4 月以降の関係書類（支払帳票、請求書、契約書など）の精査

(2) 社外調査委員会

① 委員会の構成（敬称略）

- | | |
|-----|-----------------------------------|
| 委員長 | 高野 利夫（高野法律事務所 弁護士。元名古屋高等検察庁検事長） |
| 委員 | 政木 道夫（シティユーワ法律事務所 弁護士。元東京地方検察庁検事） |
| 委員 | 大森 一志（大森法律事務所 弁護士。元東京地方検察庁検事） |

② 目的・役割

社内調査対策委員会と連携し、元従業員による本件不正行為の全容の解明、不正行為の結果が財務諸表等に及ぼす影響の検証、不正行為関与者に対する法的対応の提言等を行うとともに、社内調査対策委員会の調査内容について評価、検証を加える。

2. 本件不正行為の事実関係等について

(1) 本件不正行為が判明した経緯

- ① 本年4月下旬、当社のシステム開発及び保守管理業務を委託していた特定のシステム会社（以下、当該システム会社という）に対する名古屋国税局（以下、国税当局という）による税務調査を通じ、国税当局より、当社と当該システム会社との間において、システム業務の受発注の実在性を疑わせる取引があった旨の指摘を受けた。
- ② 国税当局は、当社が当該システム会社に対し支払ったシステム費用の一部に関し、その損金性を否認する指摘を行った。当社としては見解に一部相違があるものの、その後、当社元従業員が本件不正行為に関与していたと疑うに足る事実も判明したことから、本件に係る一連の取引を元従業員による不正行為に起因するものと認識した。

(2) 当社元従業員による本件不正行為の概要

- ① 平成12年10月頃より平成20年8月までの期間、当社システム部の元従業員（平成20年9月退職。退職時役職はシステム部長）が、当社のシステム開発及びシステム保守管理業務等の取引において、当社が当該システム会社に対し支払ったシステム外注費の一部を、発注者であるという地位を利用し、当該システム会社及びその特定の外注先（以下、周辺関与者という）より還流させ、一部を個人所得として着服していた疑いがあるものである。ただし、元従業員が着服していた金額、他の関与者への不正資金の流出・還流の有無及びその金額については最終的に確定するには至っていない。
- ② その手法は、元従業員が専ら当社購買システム（商品等の購入・検収システム）を利用し、当該システム会社から架空・水増し請求を行わせ、当社より不正に支出させたうえ、当該システム会社及びその周辺関与者から還流させていたものである。部門責任者自らによる行為であったこと、当時、内部統制上のチェックが十分機能していなかったことなどのため、長期間に亘り本件不正行為を看過する結果となった。
- ③ 元従業員が本件不正行為により当社より流出させた金額は、元従業員が退職済みであること、資金還流に関する証憑が十分に確認できないことなどから一定の制約はあったが、社外調査委員会との連携により、ほぼ以下の概要を把握した。

(単位：百万円。単位未満切捨)

決算期	本件不正行為による流出額
平成 13 年 3 月期	0
平成 14 年 3 月期	1
平成 15 年 3 月期	12
平成 16 年 3 月期	19
平成 17 年 3 月期	44
平成 18 年 3 月期	66
平成 19 年 3 月期	56
平成 20 年 3 月期	62
平成 21 年 3 月期	24
合 計	289

上記金額には消費税を含まない。

(3) 社外関係者の関与の状況

- ① 証憑の精査及び社外関係者に対するヒアリング等を通じ、本件不正行為は、元従業員が当該システム会社の代表取締役社長及びその周辺関与者に働きかけ、結果としてこれらの関係者が共謀して行ったものであると類推するに足る事実を、限定的範囲ながら確認した。
- ② 本件不正行為が長期間に亘ることから、当該システム会社の幹部社員の間では、同社代表取締役社長の本件不正行為への関与をある程度は認識していたようであるが、専ら当社元従業員と同社代表取締役社長による不正行為であって、同社の会社ぐるみによる行為との確証は得られなかった。
- ③ 当該システム会社以外の他の外注業者とのシステム業務発注に関する取引については、帳票類の精査、先方責任者等とのヒアリング等を通じて検証した結果、当社との間における不正な取引が存在する事実は認められなかった。
- ④ 本件不正行為に関与したと疑われる社外関係者に対する損害賠償請求等については、後記7.「不正行為関与者に対する法的対応について」に報告のとおりである。

(4) 他の社員の関与の有無

元従業員以外の当社社員の関与の有無等について、幹部社員を中心に以下のヒアリングを実施し、他の社員の関与の事実がないことを確認した。

① ヒアリング対象者

事業部長、事業部ブロック次長、営業所長、営業本部所属の次長・課長、及びシステム部の現部長・次長・課長の幹部社員 38 名

② ヒアリング結果

ヒアリング対象者全員について、本件不正行為に関与した事実、これまで当社の業務遂行の過程で自ら不正に関与した事実、上司又は部下が不正に関与しそのことを把握したにも関わらず当該事項を看過或いは隠蔽した事実はいずれも認められなかった。

なお、ヒアリング対象者全員より、聴取事項に対する回答に虚偽がなく、真実を述べた旨の誓約書の提出を受けている。

3. 本件不正行為発生の背景、原因等

- (1) 元従業員は、入社以来システム部門に在籍し、長年同部門の管理者の地位にあって同部門に係る外注先の選定や価格交渉を取り仕切る立場にあり、部内において部下が元従業員の決定事項に口を挟む状況にはなかった。また、同部門はその専門性から他部門が容易に介入できない雰囲気を醸成してきた。
- (2) システム部門固有の上記環境の中、元従業員は平成12年頃より当該システム会社に対する発注者としての地位を利用し、本件不正行為に主導的に関与していたものと推測される。かかる状況があったとしても、本件不正行為が長期間に亘り発見できなかったことは、業務プロセスにおける相互牽制機能が発揮されなかったという内部統制上の不備によるものであることを本件問題の本質として認識しなければならない。

4. 統制環境上の問題とその対応

- (1) 本件不正行為に関連し、当該元従業員を監督すべき立場にいた当社元取締役が、本件取引に係る事実関係を認識せず、元従業員が流用したと疑われる当社資産の一部を取得し、適切な処理を行うことなく当社の利益になるものとしてこれを使用したという内部統制上の不備となるべき事実も判明した。
- (2) 当社は、平成21年6月24日提出の内部統制報告書において、上記事実が統制環境の重要な不備に該当するとして、前事業年度末日時点における当社の財務報告に係る内部統制は有効でなかった旨を報告したところである。なお、同報告書において、当社は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性は十分認識しており、当事業年度においてかかる不備を是正し、内部統制の適切な整備・運用に努めていく旨も併せて公表している。その具体策については、後記5.「内部統制システムの整備・運用の改善及び不正行為再発防止策について」にて提言を行った。

5. 内部統制システムの整備・運用の改善及び不正行為再発防止策について

内部統制システムの整備・運用に関する改善、同様事件の再発防止及び将来に亘るコンプライアンス体制確立のための諸施策について、当委員会は以下の提言を行う。

(1) 内部統制システムの組織的な整備、強化

内部統制システム構築のため組織されてきた従来の内部統制プロジェクトチームを発展的に解消し、本年8月5日付けで内部統制委員会を設置した。これは、経営者による直接的な指示を含め、より主体的に内部統制の整備・運用に関与していくための経営者直轄の組織であり、同委員会、取締役会、監査役、内部監査室等が連携し、内部統制の実効が上がるよう各組織を機能させていくことが肝要である。

(2) 内部監査機能の強化

今後の業務の拡大・多様化に対応し、内部統制を強化していくうえで、内部監査機能の拡充は喫緊の課題である。すでに本年8月に内部監査室の増員を図っており、さらに質的・量的両面から強化していく必要がある。

(3) 今後のシステム部門の体制

システム部門の人材が不足し、外注先に依存し易い体質であったこと、当時、同部門の権限が特定の者に集中し、相互牽制が機能していなかったことは事実である。現在は、支払業務をはじめとする業務プロセスが遵守され、相互牽制機能も発揮されていることを確認したが、さらにレベルアップを図るため、本年8月、同部門に専門知識を有した人員を増員している。今後、同部門に対する外部からの牽制策として、グループ内のシステム会社の機能を活用することも検討すべきである。また、本件問題の発端となった業者との癒着を防止するため、折衝記録等、行動管理を徹底していく必要がある。

(4) 内部通報制度の整備・拡充

当社は、内部通報制度（ヘルプライン）の通報窓口として、本年9月1日、従来の社内受付窓口に加え、社外受付窓口（弁護士2名に委嘱）を設置した。これを機に、「不正を行わない」、「不正を放置・看過しない」、「不正を隠蔽しない」というコンプライアンスの基本が社内ですらに徹底されなければならない。

(5) コンプライアンス意識の徹底

内部統制（全社統制）における統制環境を整備するとともに、コンプライアンス意識の向上に資するため、信賞必罰の社風を浸透させ、その一法として人事考課制度をコンプライアンス重視の評価体系に改めるなど、人事、教育研修制度両面からの充実を図るべきである。

(6) 入出金業務におけるチェック体制の整備

売上（入金）、支払（出金）業務において、当該発生部門における精査、承認手続きのみならず、特定部門がこれを集中的にチェックする体制が求められる。各損益発生部門での自己点検制度（経常的なセルフモニタリング）を基本としつつ、経理部、業務管理部（購買課）、内部監査室等が連携し、これを監視かつバックアップする仕組みを早急に構築する必要がある。

6. 経営責任及び関係者の処分について

本件不正行為を看過し、結果として当社資産を毀損した経営責任は極めて重大であり、株主・投資家をはじめとするステークホルダーその他に対する責任を明確にする必要がある。当委員会は、取締役会が上記主旨に沿って経営責任の明確化及び関係者の処分を適正かつ速やかに行うことを具申するものである。

なお、元取締役からは、会社の利益のためになるとして使用した前記資金の返還の申し

出があり、返還を受けている。

7. 不正行為関与者に対する法的対応について

元従業員をはじめ本件不正行為に関与した者に対する刑事、民事両面での法的措置については、社外調査委員会の専門的意見も踏まえたうえ、適正に対応していく必要がある。

8. 過年度決算訂正の要否について

当委員会は本件不正行為による過年度決算への影響は限定的であると判断しているが、各利益段階での影響を見極めたうえ、専門家の見解も踏まえ、当社として過年度決算訂正に関する対応を最終的に決定すべきである。

9. 当連結会計年度業績への影響について

当連結会計年度業績への影響については、国税当局から本件不正行為に係る税務調査の更正通知を受領し次第、更正内容を精査し、その結果生じる影響額の重要性等を検討したうえ、公表の要否を判断すべきである。

以 上

平成21年9月18日

遠州トラック株式会社
取締役会 御中

遠州トラック株式会社
社外調査委員会報告書

社外調査委員会

弁護士 高野 利 雄



弁護士 政木 道 夫



弁護士 大森 一 志



遠州トラック株式会社から委嘱を受けた事項について、以下のとおり報告
します。

目 次

第一 社外調査委員会	
一 社外調査委員会設置の経緯	1
二 本委員会の調査目的	1
三 本委員会の構成	1
四 調査方法	1
第二 事実関係について	
一 はじめに	2
二 甲社を利用した架空請求	2
1 Cルート	2
2 乙社ルート	4
三 甲社が不正取得した資金の使途先	4
四 Bによる簿外支出とその原資	5
1 認定できる事実関係	5
2 Bの供述及びその評価	6
3 Aの供述及びその評価	6
4 小括	7
五 Aの不正行為及びBの簿外支出についての法的評価	7
1 Aについて	7
2 Bについて	8
六 不正行為と遠州トラックとの関係	8
1 甲社を使った架空請求について	8
2 Bによる簿外支出について	8
第三 Aの不正行為を防止できなかった原因及び責任	
一 Aの不正行為を未然に防止できなかった原因	9
1 発注についての問題点	9
2 支払についての問題点	9
二 Aの不正行為を未然に防止できなかった責任	9
第四 財務諸表等に及ぼす影響について	10
第五 再発防止策の提言	
一 遠州トラック社内調査対策委員会が策定した再発防止策について	10
1 遠州トラック社内調査対策委員会が策定した再発防止策	10
2 遠州トラック社内調査対策委員会が策定した再発防止策の評価	12
二 本委員会による再発防止策の提言	12
1 営業偏重の体制からの脱却	12
2 コンプライアンス意識の強化	12
3 定期的な異動の実施	13
4 第三者機関による検証	13
第六 法的措置について	13

第一 社外調査委員会

一 社外調査委員会設置の経緯

遠州トラック株式会社（以下「遠州トラック」という。）は、名古屋国税局の税務調査を受けていたが、その過程で、元従業員Aによる業務委託先を使った遠州トラックに対する架空請求やB取締役（当時）による簿外支出が判明するに至った。そのため、遠州トラックは、平成21年6月22日、社外調査委員会を設置した。

二 本委員会の調査目的

本委員会は、遠州トラックの要請に基づき、上記事実の実態を解明し、その上で、上記事実が財務諸表等に及ぼす影響の有無、関係者の責任の所在、並びにA及びBの法的責任の評価などに関する見解を明らかにするとともに、これらを踏まえての再発防止策の提言を目的として同社から独立した立場で調査を実施した。

三 本委員会の構成

委員長	弁護士	高野利雄
委員	弁護士	政木道夫
同	弁護士	大森一志

四 調査方法

本委員会は、本件の実態解明につき、Bに対するヒアリングを実施するとともに、澤田邦彦遠州トラック代表取締役社長を含む関係者多数に対してヒアリングを行い、必要に応じて、ヒアリング対象者から資料の提供を受けた。また、これらの過程で、Aについてもヒアリングを行うことができた。このほか、遠州トラックから提供を受けた同社の会計資料等をも併せ検討し、これらを基に以下の事実を認定した。

なお、本件不正請求に係る資金をAに還流していた者で、本件の実態解明に重要な役割を担う外部のシステム技術者Cに対し、種々の方法で連絡を試みているが、いまだ協力が得られておらず、ヒアリングが実施できていない。そのため、本調査において全容を明らかにするには至っていないことを付言する。

第二 事実関係について

一 はじめに

(1) 本件不正請求は、遠州トラックの従業員であったAが、システム構築等の業務委託先である甲社をして、遠州トラックに架空請求（水増し請求を含む。以下同じ。）を行わせていたものであり、これ以外に遠州トラックに不正請求が行われた形跡は見当たらない。

架空請求により遠州トラックから甲社に支払われた資金の一部は、最終的にAに還流していた。還流の仕組みは二とおりあり、それぞれ

① 甲社がCにシステム構築等を業務委託した形をとり、Cに対して業務委託料名目で支払い、CがAに還流するルート（以下「Cルート」という。）

② 甲社が同業の乙社に業務委託した形をとり、乙社に対して業務委託料名目で支払い、乙社が上記と同様にCに対して支払った上で、CがAに還流するルート（以下「乙社ルート」という。）

というものであった。また、甲社及び乙社は、それぞれ自社の利益分を控除していた。これらは、いずれも、C及び甲社代表取締役Dに対してAが指示して行わせていたものである。

架空請求により遠州トラックから甲社に支払われた合計金額は、約2億8900万円である（架空金額は消費税を含まない。以下同じ。）。

(2) 本件不正請求に関し、Aは、Bから簿外資金の検出方を要請されたことが契機となって不正請求を始めたが、後に自らも不正利得をするようになった旨述べ、これを否定するBと真っ向から対立し、その事実認定には苦慮したところである。しかし、慎重に調査した結果、Aの供述には信用性が認められないものと判断し、以下の事実を認定した。

二 甲社を利用した架空請求

1 Cルート

(1) Cルートの架空請求は、平成12年10月から平成20年8月まで行われた。Cルートにより遠州トラックが甲社に支払った金額は、合計約2億1300万円である。

(2) Aは、遠州トラックがシステム構築等の業務をCに委託するに当たり、Cとの間で直接契約をせず、甲社に業務委託をした形式をとり、更に甲社がCに業務委託するという方式をとることを考え、C及び甲社代表取締役Dに持ちかけてCルートの仕組みを作った。

Cルートでは、Cが甲社に架空請求書を提出し、甲社は、基本的には請求された金額をCに支払っていた。他方、甲社は、遠州トラックに架空請求を行って支払を得ていたが、甲社の遠州トラックに対する架空請求金額は、甲社のCに対する支払金額とは別にAとDとで決めていたものと考えられる（甲社の架空請求額は、概ね約10パーセントの利益を甲社が得られるよう決められていたが、甲社のCに対する支払金額に一定割合を乗じた金額というわけではなく、時期によって増減があった。）。遠州トラックにおいては、甲社の架空請求につきAが当該請求書を確認し、請求どおりの金額を甲社に支払っていた。

(3) Cは、Cルートが開始された平成12年10月当時、遠州トラックのシステム構築等の作業を行っており、月額45万円の業務委託料を受け取っていた。Cの請求は、Cルート開始当初は45万円と実費のみであったが、すぐに増額され、時間の経過につれて金額は増えていった。特に、平成14年後半以降は、1か月の請求金額が100万円を超えるようになり、平成16年後半以降は、1か月の請求金額が数百万円に上っていた。これに対し、甲社は、当初はC名義の郵便貯金口座に、その後はC名義の銀行預金口座に振込入金する方法で支払っていた。

(4) 甲社は、Cの請求を受けて、遠州トラックに架空請求をしていた。この架空請求は、(2)記載のとおり、Cの請求金額に甲社の利益分を上乗せした金額を基本としていた。

甲社による架空請求は、当初、社内システムSE費名目で行われていたが、その後、他の名目でも架空請求が行われるようになった。

社内システムSE費の請求は、平成12年10月から平成17年8月まで行われ、この間の架空請求に対応して支払われた金額は、合計約1200万円と認められる（社内システムSE費として支払われた金額から、Cの実稼働分に対する報酬及び実費を差し引いた金額である。なお、

架空分の金額確定のため調査委員会においてCのヒアリングを実施すべく種々の方法で連絡を試みているが、いまだにCと接触できていない。Cの実稼働分の報酬金額は推定金額である。)

また、平成14年10月から、「社内システムSE費」以外の費目でも架空請求が行われるようになった。これらの架空請求に対応して支払われた金額は、合計約2億100万円である。

2 乙社ルート

乙社ルートの架空請求は、平成16年7月から平成20年8月まで行われた。乙社ルートにより遠州トラックが甲社に支払った金額は、合計約7600万円である。

Aは、平成16年6月ころ、Dに対し、Cルートの支払とは別に、システム技術保守費用名目で月額140万円の架空請求を遠州トラックに行い、その資金もCに支払うよう指示した。また、Aは、その後、この支払については、直接Cに対して支払うのではなく、乙社に対して支払うよう指示を変更した。甲社は、これに従って、平成16年6月から乙社に支払を行うとともに、同年7月から遠州トラックに架空請求を行うようになった。

なお、Aは、遠州トラックを平成20年9月に退職したが、Dに対し、同月から乙社に代わって丙社に対し業務手数料名目で支払をするよう指示し、そのため、甲社において、平成21年3月まで丙社に月額126万円を支払っていた事実がある。遠州トラックが丙社に支払った金額は、合計約1000万円である。この資金は、丙社からAに還流している可能性が大きいと思われるが、確証は得られていない。

三 甲社が不正取得した資金の使途先

- 1 甲社が遠州トラックから不正に取得した資金は、甲社において自社の利益分を差し引いた上、直接あるいは乙社を介してCに支払われている。Cは、甲社を介して遠州トラックのために稼働していた実態があるため、その報酬相当額についてはCが取得したが、その余については、Cから更に第三者に交付され、分配されていたものと考えられる。この第三者については、Cと接触できていないため直接確認するには至っていない

ものの、ヒアリング等で判明した事実から、A及びDに相当金額が還流していたものと認定するのが自然である。

2 Aは、ヒアリングにおいて、「平成15年春以降は、Cから資金の一部を受け取って個人的に費消していた。受け取った金額は、総額約700万円と考えてもらえばよい」旨述べており、その始期がいつであったか、金額が幾らであったかは別として、Cから多額の資金還流を受けていたこと自体は自認している。また、Dは、ヒアリングにおいて、「平成14年7月か8月ころ、Aから、会社の営業費用に使うためCから還流させると聞いており、遅くとも、このとき以降はCに支払われた資金の一部がAに還流していると理解していた」旨述べている。さらに、Aは、遠州トラックを退社した平成20年9月から、甲社をして毎月126万円を丙社に支払わせている。これらに鑑みれば、Aが、Cに支払われた資金のうち、相当程度金額について還流を受け、個人的な用途に費消していたものと考えられるが、上述のとおり、Cの協力が得られないため、その金額を確定することは出来ない。

3 Dは、ヒアリングにおいて、「乙社の仕組みが始まった平成16年8月ころから平成20年8月まで、月額20万円を個人的に受け取っており、その合計は計算上では980万円になる」旨述べており、CからDにも資金が還流していることが認められる。

4 このほか、Bについては、Aが還流を受けた資金のうちからごく一部の交付を受けた事実が認められるが、これについては、次項の簿外支出と併せて検討する。

四 Bによる簿外支出とその原資

1 認定できる事実関係

(1) Bは、平成17年10月ころから平成21年2月までの間、営業活動の目的で、遠州トラックの取引先に毎月ほぼ一定の金額を簿外で使っていた。

Bは、この原資について、平成17年10月ころから平成19年6月

まではAから調達していたが（合計約350万円）、同月ころ、Aがその後の提供を拒否したため、同年8月ころ以降は知人から調達していた。

(2) 上記の簿外支出は、Bが単独で行ったものであり、遠州トラックやその他の役員の関与は認められない。

2 Bの供述及びその評価

(1) Bは、上記事実を述べるほか、Aから資金の提供を受けた経緯につき、「Aから資金工面の方法について説明がなかったので、甲社を使った資金還流については何も知らなかった。平成19年6月、これまでの金はCが捻出していたが、C側の事情でやりくりできなくなったので今後は渡せないなどとAが言ってきたので、Aから受け取っていた金はCのポケットマネーであったと理解した。Aから金を受け取れなくなったので、なんとか資金を工面しようと思い、知人に依頼した」旨述べている。

(2) このBの供述は、取引先に対して毎月簿外でAから提供された金を使っていたという、それ自体強く諫められるべき内容であるが、自身の不利益も顧みず、正直に事実を話しているものと評価できるところがある。また、その内容は、Bが資金の工面を依頼した知人を含む関係者のヒアリング結果ともよく符合し、これらによって裏付けられ、信用性が補完されている。特に、Aからの調達ができなくなった後には、知人に工面を頼んでいたという事実は、B個人に資金的な余裕がなかった事実、すなわち、Aから多額の資金提供を受けていなかったことを端的に示すものと言うことができる。これらに鑑みれば、Bの上記供述は、全体として信用性が高いものと考えることができる。

3 Aの供述及びその評価

(1) Aは、甲社による架空請求につき、「甲社を使った架空請求は、私がBから営業活動のため資金が必要だと言われ、DとCに話して作り上げた仕組みである。私は初めは資金の還流を受けていなかったが、平成15年春ころから、私もCから金をもらうようになった。平成15年から平成20年まで5年間、毎月120万円、合計約7000万円を受け取

ったと考えてもらえばよいが、詳しいことは言えない。Cからの還流は、一部銀行振込もあったが、多くの場合は現金であり、その記録はない」旨述べている。

- (2) Aの供述は、その内容が曖昧で、事実を敢えて語らないところが多くあるばかりか、客観的事実の裏付けもなく、また、関係者のヒアリング結果とも齟齬するなど、それ自体信用性が乏しいと言わざるを得ない。

4 小括

以上のとおりであり、Bが、当初から甲社を使った架空請求の仕組みをAに指示し、同人から資金の還流を受けていたと認めるに足る証拠は認められない。

Bによる簿外支出の事実は、B単独の所為であって、いわゆる会社ぐるみのものとは認められない。その動機は、営業活動が目的であって、自らの私腹を肥やすため行っていたとは認められない。

五 Aの不正行為及びBの簿外支出についての法的評価

1 Aについて

Aは、C及びDに持ちかけてCルート of 資金還流の仕組みを作り上げ、甲社をして架空請求をさせて自らこれを検収し、遠州トラックの支払担当者をして、正当な請求であると誤信させて請求どおりの支払をさせ、その後、Cを介して多額の資金還流を受けて個人的に費消していたものである。したがって、Aには、遠州トラックに対する詐欺罪（刑法246条1項）が成立するものと考えられる。

また、C及びDは、Aに協力して資金還流に不可欠の役割を果たした上、Dも個人的に資金還流を受けている。したがって、C及びDは、Aとともに遠州トラックに対する詐欺罪の共同正犯が成立するものと考えられる。

また、乙社ルートについても、A、C及びDにつき詐欺罪が成立し、共同正犯となるものと考えられる。

他方、A、C及びDの上記行為は、いずれも民事上の不法行為（民法709条）に該当する。

2 Bについて

Bの簿外支出については、Aとの共犯関係は認められないので、欺詐罪に問うことはできない。

また、Bが、社内手続を経ないで簿外支出したことについては、業務上横領罪（刑法253条）又は特別背任罪（会社法960条1項）の成否が問題となる。この点、Bの認識としては、Aに資金の工面を頼んだものの、Aは会社資金を管理する立場になく、また、会社資金を流用させようとの意図もないのであるから、業務上横領罪の故意があったとは認められない。また、特別背任罪については、Bにおいて、遠州トラックの資金を還流するとの認識がなく、また、自己のため不正に領得する意図ではなく、営業活動が目的であったと認められるので、社内手続違反になることは格別、特別背任罪にも該当しないものと考えられる。

六 不正行為と遠州トラックとの関係

1 甲社を使った架空請求について

甲社を使った架空請求によりCに支払われた資金は、Cが報酬として取得したほか、A及びDに相当金額が還流されている。また、Aは、平成17年10月ころから平成19年6月まで、簿外支出の原資として合計350万円程度をBに交付していることが認められるが、それ以外にBに還流した事実を認めるに足る証拠は認められない。

このほか、Cに支払われた資金の一部が直接又はAらを介して遠州トラックに還流した事実は、認められなかった。また、本件還流システムに遠州トラックの他の役員・社員が関与した事実や、還流資金を受け取っていた事実も、認めることはできなかった。遠州トラックは、Aによる甲社を使った架空請求詐欺事件の被害者としての立場にあったといえる。

2 Bによる簿外支出について

Bによる簿外支出は、B独自の考えにより行っていたものであり、B以外に遠州トラック関係者が関与した事実は認められない。Bは、B個人の判断により簿外での資金工面を考えるに至ったものであり、遠州ト

トラックの役員が簿外支出を容認した事実は認められない。

第三 Aの不正行為を防止できなかった原因及び責任

一 Aの不正行為を未然に防止できなかった原因

1 発注についての問題点

遠州トラックにおいては、原則として、各部署が見積もりを仕入先に依頼して相見積もりを取った後、決裁権限者が承認の上、仕入先に発注する仕組みであった。発注に当たっては、通常の商品購入等については相見積もりをとって比較することが要求されていた。

しかしながら、システム関係の発注については、Aにおいて、専門性が高いなどの理由により相見積もりを行わないことが多くあり、他方、決裁権限者もシステムについての専門的知識が十分ではなかったことから、Aの行動を監督しきれなかった。そのため、甲社を使った架空請求を容易に見逃すこととなった。

2 支払についての問題点

発注に対する支払は、発注した部署がそれぞれの仕入実績（納品）を確認して検収した上、発注どおりの納品があったことを決済システムに入力し、他方、購買課において、決済システムによって検収済であることを確認し、その後に代金等を支払うこととなっていた。

このような仕組みになっていたことから、システム関係の発注に対する支払についても、甲社の請求書があり、発注部署の責任者であるAがこれを確認すれば、あとは自動的に支払がなされる状況にあった。システム開発部（当時。現在はシステム部である。）では、Aが発注及び検収を仕切っており、Aの行動を二重チェックできるような従業員がいなかったため、Aの不正行為を牽制することもできず、これを発見することもできなかった。

二 Aの不正行為を未然に防止できなかった責任

不正行為の責任が第一義的には行為者であるAにあることに異論はないであろうが、これを防止できなかったことについては、架空請求が開始された後ではあるが、上長であるBが簿外支出の資金を

捻出するようAに依頼したこともあり、Aの不正行為を助長した結果になっているもので、Bの責任は軽くない。

また、架空請求は、社内システムSE費、倉庫システムSE費、EDI保守費、荷主対応保守費等の名目で行われていたところ、いずれの費用も、ある時期から増額されて水増し請求されたり、実働がないのに架空請求され、これを見抜けないまま支払が行われている。かかる水増し請求や架空請求を見抜けなかったことは、社内システムSE費等の検証システムを構築しなかった組織としての責任があったと言わざるを得ない。

第四 財務諸表等に及ぼす影響について

遠州トラックの財務諸表では、9期にわたって、甲社を利用した架空請求金額約2億8900万円が経費等計上されているところ、実際には経費等とは認められないので、これを修正する必要がある。

他方、Bによる簿外支出は、Bが独自の考えで行ったものであり、また、その費用性についても評価し得ないところであるから、遠州トラックにおいて経費計上すべきものとは認められない。

遠州トラックでは、上記のほかに架空売上・架空経費の計上があったとは認められない。

したがって、財務諸表については、甲社を利用した架空請求に関わることについてのみ修正を考えれば足り、遠州トラックの財務規模に比較すると、その影響は限定的なものにとどまるものと考えられる。

第五 再発防止策の提言

一 遠州トラック社内調査対策委員会が策定した再発防止策について

1 遠州トラック社内調査対策委員会が策定した再発防止策

遠州トラックは、本件を受けて、平成21年9月18日付社内調査報告書において、内部統制システムの改善、コンプライアンス体制確立のため、以下の提言を行った。

1 内部統制システムの組織的な整備、強化

内部統制システム構築のため組織されてきた従来の内部統制プロジェクトチー

ムを発展的に解消し、本年8月5日付けで内部統制委員会を設置した。これは、経営者による直接的な指示を含め、より主体的に内部統制の整備・運用に関与していくための経営者直轄の組織であり、同委員会、取締役会、監査役、内部監査室等が連携し、内部統制の実効が上がるよう各組織を機能させていくことが肝要である。

2 内部監査機能の強化

今後の業務の拡大・多様化に対応し、内部統制を強化していくうえで、内部監査機能の拡充は喫緊の課題である。すでに本年8月に内部監査室の増員を図っており、さらに質的・量的両面から強化していく必要がある。

3 今後のシステム部門の体制

システム部門の人材が不足し、外注先に依存し易い体質であったこと、当時、同部門の権限が特定の者に集中し、相互牽制が機能していなかったことは事実である。現在は、支払業務をはじめとする業務プロセスが遵守され、相互牽制機能も発揮されていることを確認したが、さらにレベルアップを図るため、本年8月、同部門に専門知識を有した人員を増員している。今後、同部門に対する外部からの牽制策として、グループ内のシステム会社の機能を活用することも検討すべきである。また、本件問題の発端となった業者との癒着を防止するため、折衝記録等、行動管理を徹底していく必要がある。

4 内部通報制度の整備・拡充

当社は、内部通報制度（ヘルプライン）の通報窓口として、本年9月1日、従来の社内受付窓口に加え、社外受付窓口（弁護士2名に委嘱）を設置した。これを機に、「不正を行わない」、「不正を放置・看過しない」、「不正を隠蔽しない」というコンプライアンスの基本が社内ですらに徹底されなければならない。

5 コンプライアンス意識の徹底

内部統制（全社統制）における統制環境を整備するとともに、コンプライアンス意識の向上に資するため、信賞必罰の社風を浸透させ、その一法として人事考課制度をコンプライアンス重視の評価体系に改めるなど、人事、教育研修制度両面からの充実を図るべきである。

6 入出金業務におけるチェック体制の整備

売上（入金）、支払（出金）業務において、当該発生部門における精査、承認手続きのみならず、特定部門がこれを集中的にチェックする体制が求められる。各損益発生部門での自己点検制度（経常的なセルフモニタリング）を基本としつつ、経理部、業務管理部（購買課）、内部監査室等が連携し、これを監視かつバックアップする仕組みを早急に構築する必要がある。

2 遠州トラック社内調査対策委員会が策定した再発防止策の評価

上記の再発防止策は、いずれも内部統制の強化に資するものであって、再発防止策として有効なものと評価することができる。

二 本委員会による再発防止策の提言

本委員会としては、上記に加え、今後同様の事態が発生することがないように全社的な取り組みとして、以下のとおりの再発防止策を提言する。

1 営業偏重の体制からの脱却

会社として収益を重視することは当然であるが、遠州トラックにおいては、これまで管理部門やコンプライアンス体制構築に関し、手薄であったことは否めない。そこで、管理部門強化のための人材を充実させるとともに、管理の実効性を担保できる権限を付与し、営業部門を含む他の部門が軽視できないシステムを構築する必要がある。

2 コンプライアンス意識の強化

従業員のコンプライアンスに対する意識を強化させるために、定期的な研修・教育を実施し、その中では、実際の現場で発生する可能性のあるケーススタディについて議論するなどして意識を向上させる必要がある。

その上で、経営者が信賞必罰の態度を明確に示し、人事考課において、コンプライアンスの実践如何をチェックして優秀者を表彰したり、違反者に厳正な措置をとることが有効であると考えられる。

3 定期的な異動の実施

固定した業務に従事させることは生産性の向上に繋がる面は否定できないが、他方で、業務における閉鎖性が内部牽制を妨げる要因となる。業務内容や赴任地について、定期的な異動を実施することは、不正行為の早期発見・予防につながるものと考ええる。

また、各部門において、ダブルチェック体制を構築することも喫緊の課題である。

4 第三者機関による検証

再発防止策が功を奏するまでの一定期間については、第三者機関による検証を実施し、再発防止策の実施状況をチェックする体制を整えることも必要であると思われる。Aによる不正請求は国税局の調査によって初めて発覚したものであり、仮に国税局の調査がなければ、今後も相当の期間にわたって継続した可能性もあることからすれば、第三者機関による検証は有効であると考えられる。

第三者機関の人員構成、具体的な方法、検証の対象等については、遠州トラックの実情に合わせて議論する必要があるが、専門的な知識・経験を有し、中立公平な立場にある社外の有識者を含めた人員構成にする必要があると考える。

第六 法的措置について

Aは、C及びDとともに、長期間にわたって詐欺行為を繰り返し、遠州トラックに対して総額2億円余に上る多額の損害を与えたものである。また、Aらの行為が、遠州トラックに対する信頼性に大きな傷を付けたことも、看過することはできない。

したがって、遠州トラックは、少なくともAに対し、民事・刑事の法的手続について検討すべきものと考ええる。

以上